

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果

令和7年3月31日
中 央 区

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
越前屋ビル		中央区京橋1-1-6	店舗事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.04	C _{TU} ・S _D	0.48	Ⅲ		耐震改修 2015年3月完了
レオ八重洲ビル	1～3F	中央区京橋1-1-9	店舗事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	2.55	C _{TU} ・S _D	0.64	Ⅲ		
	4～9F			(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)		I _s	0.60	q	1.11	Ⅲ		
千足屋ビル		中央区京橋1-1-9	店舗事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)		I _s	0.40	q	1.14	Ⅱ		
西勘ビル		中央区京橋1-1-10	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.55	C _{TU} ・S _D	0.35	Ⅱ		
TCMEビル		中央区京橋2-5-1	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.00	C _{TU} ・S _D	0.49	Ⅲ		
キムラヤビル		中央区京橋2-5-22	店舗事務所住宅	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.30	C _T ・S _D	0.51	Ⅲ		
八重洲中央ビル	1～4F	中央区京橋2-8-1	店舗事務所 共同住宅	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.48	C _T ・S _D	0.24	Ⅰ		
	5～9F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.60	C _{TU} ・S _D	0.38	Ⅱ		
三栄ビル別館		中央区京橋2-17-11	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.01	C _T ・S _D	0.49	Ⅲ		耐震改修 2007年3月完了

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
												内容	実施時期	
秋葉ビル	1～8F	中央区 京橋 3-6-1	店舗 事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.85	C _{TU-S_D}	0.30	Ⅱ			
	9F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	2.51	C _{TU-S_D}	1.59	Ⅲ			
東京建物京橋ビル	1～9F	中央区 京橋 3-6-18	事務所 店舗	(15)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			
	10F			(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		I _s /I _{so}	1.03			Ⅲ			
京橋伸和ビル		中央区 京橋 3-6-21	事務所 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.05	C _{TU-S_D}	0.35	Ⅲ			耐震改修 2013年11月完了
十合ビル	1F	中央区 京橋 3-6-21	事務所 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	3.83	C _{TU-S_D}	0.70	Ⅲ			
	2～7F			(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)		I _s	0.14	q	0.57	Ⅰ			
京橋三菱ビルディング		中央区 銀座 1-7-3	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.05	C _{T-S_D}	0.49	Ⅲ			
タニザワビル	1～2F	中央区 銀座 1-7-6	店舗 事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.26	C _{TU-S_D}	0.64	Ⅰ			
	3～10F			(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _s	0.12	q	0.48	Ⅰ			
田中貴金属銀座ビル		中央区 銀座 1-7-7	店舗 事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.08	C _{T-S_D}	0.53	Ⅲ			耐震改修 2002年11月完了

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
銀座湯		中央区銀座 1-12-2	公衆浴場 住宅	(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	I _s /I _{so}	1.06	C _T -S _D	0.37	Ⅲ			
銀座里村ビル		中央区銀座 1-27-7	店舗 事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.03	q	0.14	Ⅰ			
ザ・アソシエイトビル		中央区銀座 1-27-10	店舗 事務所 住宅	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.15	q	0.21	Ⅰ			
中野倉庫運輸		中央区銀座 1-27-11	倉庫	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.28	q	1.12	Ⅰ			
竹中銀座ビルディング		中央区銀座 2-6-4	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	I _s /I _{so}	1.33	C _T -S _D	0.28	Ⅲ			
藤屋ビル	X方向	中央区銀座 2-6-5	事務所、店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	1.00	C _{TU} -S _D	0.48	Ⅲ			耐震改修 2023年3月完了
	Y方向			(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	1.45	C _{TU} -S _D	0.88	Ⅲ			
明治屋銀座ビル		中央区銀座 2-6-7	事務所 店舗	(15)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			耐震改修 2007年8月完了
藤田ビル		中央区銀座 2-7-18	店舗 事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	1.01	C _{TU} -S _D	0.52	Ⅲ			
南風ビル		中央区銀座 3-5-5	店舗 事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	除却工事中					除却	2024年3月から 2024年10月まで	
マツザワ第6ビル		中央区銀座 3-5-6	店舗 事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.42	q	1.66	Ⅱ			
松島眼鏡店・松澤共同ビル		中央区銀座 3-5-6・7	店舗 事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.53	C _{TU} -S _D	0.33	Ⅱ	除却	2025年7月から 2025年12月まで	

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
マツザワ第5ビル (旧池田屋ビル)		中央区 銀座 3-5-7	事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.42	q	0.81	Ⅱ			耐震改修 2021年3月完了
銀座プラザビル		中央区 銀座 3-15-8	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	1.01	C _{TU} ・S _D	0.56	Ⅲ			耐震改修 2021年3月完了
教文館		中央区 銀座 4-5-1	店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	1.07	C _{TU} ・S _D	0.40	Ⅲ			
銀座木村家ビル		中央区 銀座 4-5-7	店舗	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.21	q	0.53	Ⅰ			
和光本館		中央区 銀座 4-5-11	店舗 事務所	(15)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
銀座四丁目ビル		中央区 銀座 4-5-16	店舗 事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.25	q	0.82	Ⅰ			
銀座三和ビル		中央区 銀座 4-6-1	事務所 店舗	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I _s /I _{so}	1.00	C _T ・S _D	0.39	Ⅲ			
銀座シルクビル		中央区 銀座 4-6-17	店舗 事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.13	q	0.53	Ⅰ			
三愛ドリームセンター	本体	中央区 銀座 5-7-2	店舗	(15)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
	階段			(15)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
鳩居堂ビル	1～2F	中央区銀座5-7-4	店舗事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.11	C _{TU} ・S _D	0.53	Ⅲ		
	3～10F			(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _s	0.78	q	1.03	Ⅲ		
銀座大黒屋ビル		中央区銀座5-7-6	店舗	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _s	0.32	q	0.43	Ⅰ		
銀座ワシントンビル		中央区銀座5-7-7	店舗	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.10	C _T ・S _D	0.53	Ⅲ		
ヒューリック銀座ワールドタウンビル		中央区銀座5-8-17	店舗事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.03	C _T ・S _D	0.39	Ⅲ		
菊水ダイアナ共同ビル		中央区銀座6-9-6	店舗事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)		I _s	0.30	q	1.01	Ⅱ		
第26ポールスタービル		中央区銀座7-2-14	店舗	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.73	C _T ・S _D	0.14	Ⅱ		
銀座同和ビル		中央区銀座7-2-22	事務所店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.02	C _{TU} ・S _D	0.52	Ⅲ		
イーグル銀座ビル		中央区銀座7-8-4	店舗	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.08	C _{TU} ・S _D	0.67	Ⅲ		耐震改修 2017年7月完了
植松ビル		中央区銀座7-8-5	事務所店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.01	C _{TU} ・S _D	0.31	Ⅲ		
銀座7丁目みらいビル		中央区銀座7-8-7	事務所店舗	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.41	C _{TU} ・S _D	0.25	Ⅰ		

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
												内容	実施時期	
日新堂ビル		中央区銀座7-9-13	店舗事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.02	C _{TU-S_D}	0.49	Ⅲ			
銀座ロータリービル	X方向	中央区銀座7-9-16	店舗事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.96	C _{TU-S_D}	0.42	Ⅱ			
	Y方向			(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	2.95	C _{TU-S_D}	1.78	Ⅲ			
銀座ライオン七丁目ビル		中央区銀座7-9-20	店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.04	C _{TU-S_D}	0.64	Ⅲ			
銀座川岐ビル		中央区銀座7-18-12	店舗事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.88	C _{TU-S_D}	0.33	Ⅱ			
東都銀座ビルヂング	1～4F	中央区銀座7-18-14	事務所自動車車庫	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.08	C _{TU-S_D}	0.54	Ⅲ			
	5～9F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.09	C _{TU-S_D}	0.66	Ⅲ			
銀座K2ビル	1F	中央区銀座7-18-15	店舗住宅	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.85	C _{TU-S_D}	0.27	Ⅱ			
	2～8F			(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _s	0.22	q	0.89	Ⅰ			
明興ビル		中央区銀座8-2-15	店舗事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.03	C _{TU-S_D}	0.40	Ⅲ			
銀座トミタビル	1～8F	中央区銀座8-3-10	事務所店舗	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.71	C _{T-S_D}	0.15	Ⅱ			
	塔屋1F(9F)			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.31	C _{TU-S_D}	0.80	Ⅲ			

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
和恒ビル		中央区銀座 8-3-11	店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.72	C _{TU-S_D}	0.34	Ⅱ		
室町建物 銀座ビル		中央区銀座 8-6-15	ホテル	(15)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ		耐震改修 2014年5月完了
陽栄銀座ビル		中央区銀座 8-8-5	事務所 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.77	C _{TU-S_D}	0.15	Ⅱ		
銀栄・太陽ビル		中央区銀座 8-8-5・6	店舗 事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.40	C _{TU-S_D}	0.20	Ⅰ		
第三ソフレドビル	1F	中央区銀座 8-8-7	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.33	C _{TU-S_D}	0.21	Ⅰ		
	2～9F			(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.40	C _{TU-S_D}	0.25	Ⅰ		
銀座博品館		中央区銀座 8-8-11	店舗 事務所 劇場	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.60	C _{TU-S_D}	0.29	Ⅱ		
青柳ビル		中央区銀座 8-8-15	事務所 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.77	C _{TU-S_D}	0.37	Ⅱ		
K-18ビル		中央区銀座 8-9-13	店舗 事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _s	0.68	q	1.09	Ⅲ		
長崎センタービル		中央区銀座 8-9-16	事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)		I _s	0.66	q	1.00	Ⅲ		
銀座8丁目10番ビル		中央区銀座 8-10-8	事務所 店舗	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _s	0.14	q	0.56	Ⅰ		

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
東京西局(新富分室)		中央区新富1-1-3	事務所	(5-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1977年版)	I _s /I _{so}	1.00			Ⅲ			
新中央ビルディング	1～4F	中央区新富1-1-5	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	1.10	C _{TU} ・S _D	0.33	Ⅲ			
	5～9F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	1.00	C _{TU} ・S _D	0.35	Ⅲ			
ウインド新富ビル	1～4F	中央区新富1-4-1	共同住宅店舗	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I _s /I _{so}	1.11	C _T ・S _D	0.36	Ⅲ			
	5～9F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	1.12	C _{TU} ・S _D	0.34	Ⅲ			
川島ビル		中央区新富1-4-6	事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.05	q	0.20	Ⅰ			
平原ビル	1～4F	中央区新富2-1-5	事務所住宅	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.52	C _{TU} ・S _D	0.42	Ⅱ			
	5F			(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	I _s /I _{so}	1.31			Ⅲ			
—		中央区新富2-2-8	住宅店舗	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.07	q	0.30	Ⅰ			
東ビル		中央区新富2-4-8	店舗事務所住宅	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	1.06	C _{TU} ・S _D	0.63	Ⅲ			耐震改修 2016年2月完了
三新ビル		中央区新富2-4-9	事務所店舗	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.73	C _{TU} ・S _D	0.32	Ⅱ			

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
												内容	実施時期	
ライオンズマンション入船	1～4F	中央区入船 2-2-13	店舗 共同住宅	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.60	C _{TU} ・S _D	0.56	Ⅲ			
	5～10F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.55	C _{TU} ・S _D	0.34	Ⅱ				
中銀京橋マンション	1～7F	中央区入船 3-1-10	共同住宅 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.40	C _{TU} ・S _D	0.19	Ⅰ			
	8～12F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.42	C _{TU} ・S _D	0.26	Ⅰ				
築地オーミビル		中央区築地 1-7-10	事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _s	0.22	q	0.37	Ⅰ			
電通築地第二ビル		中央区築地 1-7-11	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.10	C _T ・S _D	0.30	Ⅲ			
秀和築地レジデンス	A棟1～9F	中央区築地 2-1-2	共同住宅 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.66	C _{TU} ・S _D	0.30	Ⅱ			
	(5-3)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.64	C _{TU} ・S _D	0.39	Ⅱ					
	(5-6)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.56	C _{TU} ・S _D	0.27	Ⅱ				
	(5-3)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.55	C _{TU} ・S _D	0.33	Ⅱ					
築地大島ビル	1～6F	中央区築地 2-3-2	共同住宅 事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.01	C _{TU} ・S _D	0.40	Ⅲ			
	7～9F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.81	C _{TU} ・S _D	0.48	Ⅱ				

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
												内容	実施時期	
築地FAビル	1～9F	中央区築地3-1-1	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.28	C _{TU-S_D}	0.13	Ⅰ			
	10F			(11)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		I _s /I _{so}	2.45			Ⅲ			
銀座キャピタルホテル新館		中央区築地3-1-5	ホテル	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.01	C _{TU-S_D}	0.48	Ⅲ			
築地ビル	1～7F	中央区築地3-9-10	事務所店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.11	C _{TU-S_D}	0.54	Ⅲ			
	8～10F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.05	C _{TU-S_D}	0.65	Ⅲ			
ナジコビル		中央区築地3-10-10	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.01	C _{T-S_D}	0.53	Ⅲ			
銀座大野ビル		中央区築地4-1-17	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.00	C _{TU-S_D}	0.30	Ⅲ			耐震改修 2014年11月完了
下野ビル	1～5F	中央区八丁堀1-1-1	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.53	C _{TU-S_D}	0.26	Ⅱ			
	塔屋1F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.63	C _{TU-S_D}	0.64	Ⅲ			
井門八重洲通りビル		中央区八丁堀1-1-4	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.11	C _{T-S_D}	0.30	Ⅲ			
オクヤマビル	1～6F	中央区八丁堀1-11-5	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.58	C _{TU-S_D}	0.36	Ⅱ			
	7F			(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		I _s /I _{so}	1.48			Ⅲ			

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
互明ビル		中央区八丁堀1-11-6	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.45	C _{TU} ・S _D	0.09	Ⅰ		
ホテルサードニクス東京		中央区八丁堀1-13-7	ホテル	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.20	C _T ・S _D	0.25	Ⅲ		
三神ビル		中央区八丁堀1-13-10	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.01	C _T ・S _D	0.31	Ⅲ		
水澤ビル	1～4F	中央区八丁堀2-1-2	店舗事務所 共同住宅	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.43	C _{TU} ・S _D	0.34	Ⅰ		
	5F			(11)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		I _s /I _{so}	0.77			—		
JNビル		中央区八丁堀2-1-10	事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _s	0.28	q	0.95	Ⅰ		
三信八丁堀ビル	1～6F	中央区八丁堀2-25-10	店舗事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.03	C _T ・S _D	0.49	Ⅲ		
	7～8F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.03	C _{TU} ・S _D	0.63	Ⅲ		
東邦ビル		中央区八丁堀3-21-4	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.35	C _{TU} ・S _D	0.24	Ⅰ		
宝町TATSUMIビル	新築棟	中央区八丁堀4-1-3	事務所 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.61	C _{TU} ・S _D	0.33	Ⅱ		
	増築棟			(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.42	C _{TU} ・S _D	0.26	Ⅰ		
安和宝町ビル		中央区八丁堀4-1-3	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.48	C _{TU} ・S _D	0.29	Ⅰ		

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
吉田ビル		中央区 日本橋 室町 1-5-1	店舗 住宅	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.51	C _{TU} ・S _D	0.33	Ⅱ			
東洋ビル		中央区 日本橋 室町 1-5-2	店舗 事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	0.44	C _{TU} ・S _D	0.20	Ⅰ			
三越前福島ビル		中央区 日本橋 室町 1-5-3	店舗 事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	1.03	C _{TU} ・S _D	0.31	Ⅲ			
真洋室町ビル	1～4F	中央区 日本橋 室町 1-6-1	店舗 事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	0.63	C _{TU} ・S _D	0.30	Ⅱ			
	5～9F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.53	C _{TU} ・S _D	0.41	Ⅱ			
日本橋室町162ビル		中央区 日本橋 室町 1-6-2	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I _s /I _{so}	1.00	C _T ・S _D	0.49	Ⅲ			
山本ビル		中央区 日本橋 室町 1-6-3	事務所 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	0.65	C _{TU} ・S _D	0.31	Ⅱ			
八木長ビル	1F	中央区 日本橋 室町 1-7-2	店舗 事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	3.68	C _{TU} ・S _D	1.13	Ⅲ			
	2～10F			(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.84	q	1.01	Ⅲ			
CMビル		中央区 日本橋 室町 3-3-3	事務所 住宅 店舗	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I _s /I _{so}	1.11	C _T ・S _D	0.41	Ⅲ			
坂田ビル		中央区 日本橋 室町 4-2-10	事務所 店舗	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I _s /I _{so}	1.00	C _T ・S _D	0.49	Ⅲ			耐震改修 2013年6月完了

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
三建室町ビル	1～4F	中央区 日本橋 室町 4-3-13	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.38	C _{TU} ・S _D	0.25	Ⅲ		
	5～9F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.02	C _{TU} ・S _D	0.62	Ⅲ		
DK日本橋		中央区 日本橋 室町 4-3-15	店舗 事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.39	C _{TU} ・S _D	0.26	Ⅰ		
三溪洞ビル	1～2F	中央区 日本橋 室町 4-3-15	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.76	C _{TU} ・S _D	0.20	Ⅱ		
	3～9F			(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _s	0.40	q	0.72	Ⅱ		
柳屋太洋ビル		中央区 日本橋 室町 4-3-16	店舗 事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.04	C _{TU} ・S _D	0.29	Ⅲ		
日本橋MMIビル		中央区 日本橋 本町 1-4-9	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.36	C _T ・S _D	0.24	Ⅰ		
カナダ日本橋センタービルディング		中央区 日本橋 本町 1-4-12	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.03	C _T ・S _D	0.49	Ⅲ		
丸柏ビル		中央区 日本橋 本町 1-6-1	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.01	C _{TU} ・S _D	0.47	Ⅲ		
日本橋ダイヤモンドマンション		中央区 日本橋 本町 1-6-3	共同住宅 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.61	C _{TU} ・S _D	0.29	Ⅱ		
岡本ビル		中央区 日本橋 本町 1-7-4	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.36	C _T ・S _D	0.65	Ⅲ		
ヒューリック日本橋本町一丁目ビル		中央区 日本橋 本町 1-9-4	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.23	C _T ・S _D	0.59	Ⅲ		

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
近基ビル		中央区 日本橋 本町 1-10-2	店舗 事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.67	C _{TU} ・S _D	0.31	Ⅱ		
ダイハツビルディング(旧信和ビル)		中央区 日本橋 本町 2-2-10	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.00	C _T ・S _D	0.51	Ⅲ		
日本橋本町プラザビル		中央区 日本橋 本町 2-6-1	事務所	(15)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ		耐震改修 2015年11月完了
小西ビル		中央区 日本橋 本町 2-6-3	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.01	C _{TU} ・S _D	0.32	Ⅲ		
大三新日本橋ビル	1～7F	中央区 日本橋 本町 3-4-7	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.03	C _{TU} ・S _D	0.36	Ⅲ		耐震改修 2016年11月完了
	8～10F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.05	C _{TU} ・S _D	0.63	Ⅲ		
興和株式会社 興和東京支店第二ビル		中央区 日本橋 本町 3-4-10	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.05	C _{TU} ・S _D	0.52	Ⅲ		
小津本館ビル		中央区 日本橋 本町 3-6-2	事務所 店舗	(15)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ		耐震改修 2015年1月完了
ユニゾ日本橋本町三丁目ビル (第二東硝ビル)		中央区 日本橋 本町 3-8-4	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.05	C _T ・S _D	0.28	Ⅲ		
十六銀行 東京支店		中央区 日本橋 本町 4-1-10	銀行	(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)		I _s /I _{so}	1.31	C _T ・S _D	0.79	Ⅲ		

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称			構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
												内容	実施時期	
小川香料本社ビル	1～5F	中央区 日本橋 本町 4-1-11	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.50	C _T -S _D	0.60	Ⅲ			
	6～9F			(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.21	C _T -S _D	0.60	Ⅲ			
サトービル		中央区 日本橋 本町 4-6-10	事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)		I _s	0.35	q	0.70	Ⅱ			
鈴東ビル		中央区 日本橋 本町 4-6-11	事務所 住宅	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _s	0.30	q	1.20	Ⅱ			
HR・NET日本橋ビル		中央区 日本橋 本町 4-7-10	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.03	C _{TU} -S _D	0.27	Ⅲ			耐震改修 2024年5月完了
千城ビル	1～6F	中央区 日本橋 本町 4-8-16	事務所 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.02	C _{TU} -S _D	0.30	Ⅲ			
	7～9F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.01	C _{TU} -S _D	0.48	Ⅲ			
本栄ビル	1～2F、 X方向4～9F	中央区 日本橋 本町 4-9-2	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.10	C _{TU} -S _D	0.51	Ⅲ			
	3F、 Y方向4～9F			(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.16	C _{TU} -S _D	0.38	Ⅲ			
TCIビル		中央区 日本橋 本町 4-10-2	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.32	C _{TU} -S _D	0.20	Ⅰ			
東興ビル	1～3F	中央区 日本橋 本町 4-11-1	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.00	C _{TU} -S _D	0.42	Ⅲ			
	4～8F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.03	C _{TU} -S _D	0.54	Ⅲ			

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
KISCO東京本社ビル		中央区 日本橋 本町 4-11-2	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.05	C _T ・S _D	0.55	Ⅲ		
曾田ビル	1～4F	中央区 日本橋 本町 4-15-9	店舗 事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.72	C _T ・S _D	0.11	Ⅰ		
	5～9F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.58	C _{TU} ・S _D	0.11	Ⅰ		
岩月ビル	1F	中央区 日本橋 本町 4-15-11	事務所 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.01	C _{TU} ・S _D	0.25	Ⅲ		
	2～8F			(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.10	C _{TU} ・S _D	0.28	Ⅲ		
田中ビル		中央区 日本橋 小伝馬町 3-8	店舗 住宅	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.83	C _{TU} ・S _D	0.51	Ⅱ		
上嘉ビル		中央区 日本橋 小伝馬町 3-10	店舗 事務所 住宅	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.30	C _{TU} ・S _D	0.23	Ⅰ		
ウインド小伝馬町ビル		中央区 日本橋 小伝馬町 10-8	店舗 事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.00	C _{TU} ・S _D	0.49	Ⅲ		耐震改修 2024年1月完了
小伝馬町YSビル		中央区 日本橋 小伝馬町 12-5	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.13	C _{TU} ・S _D	0.56	Ⅲ		耐震改修 2016年11月完了
共同ビル(小伝馬町駅前)	1～4F	中央区 日本橋 小伝馬町 13-4	店舗 事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.88	C _T ・S _D	0.25	Ⅱ		
	5～8F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.51	C _{TU} ・S _D	0.31	Ⅱ		

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
岡谷ビル	1～2F	中央区 日本橋 小伝馬町 14-4	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.12	C _T -S _D	0.25	Ⅲ		
	3～8F			(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)		I _s	0.61	q	1.04	Ⅲ		
メローナ日本橋		中央区 日本橋 小伝馬町 14-5	事務所 共同住宅	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.03	C _{TU} -S _D	0.38	Ⅲ		
レジェンド小伝馬町		中央区 日本橋 小伝馬町 14-7	店舗 住宅	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.24	C _{TU} -S _D	0.07	Ⅰ		
宮本ビル	1～5F	中央区 日本橋 小伝馬町 14-10	店舗 住宅	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.00	C _{TU} -S _D	0.63	Ⅲ		
	6F			(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		I _s /I _{so}	1.03			Ⅲ		
永信ビル		中央区 日本橋 人形町 2-1-1	店舗 共同住宅 事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.05	C _{TU} -S _D	0.70	Ⅲ		
タカオビル	事務所棟	中央区 日本橋 人形町 2-14-13	事務所 自動車車庫	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _s	0.18	q	0.73	Ⅰ		
	タワーパーク棟			(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _s	0.21	q	0.84	Ⅰ		
株式会社 高道		中央区 日本橋 人形町 2-15-16	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.31	C _{TU} -S _D	0.20	Ⅰ		
第三カネタツビル	地下1F、 1～8F	中央区 日本橋 蛸殻町 1-6-4	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.35	C _{TU} -S _D	0.26	Ⅰ		
	9F			(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		I _s /I _{so}	1.43			Ⅲ		

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
オンラインビル	1～3F	中央区 日本橋 蛸殻町 1-7-9	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.13	C _{TU} ・S _D	0.36	Ⅲ		
	4～8F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.02	C _{TU} ・S _D	0.32	Ⅲ		
ライオンズマンション日本橋		中央区 日本橋 蛸殻町 1-17-2	店舗 共同住宅	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.79	C _{TU} ・S _D	0.37	Ⅱ		
三共ビル		中央区 日本橋 蛸殻町 1-17-4	店舗 事務所 住宅	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.23	C _{TU} ・S _D	0.16	Ⅰ		
岩崎ビル		中央区 日本橋 蛸殻町 1-28-4	店舗 事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.46	C _{TU} ・S _D	0.26	Ⅰ		
蛸殻町団地	地下1F、 1～4F	中央区 日本橋 蛸殻町 1-35-2	事務所 共同住宅	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.38	C _{TU} ・S _D	0.24	Ⅰ		
	5～10F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.53	C _{TU} ・S _D	0.33	Ⅱ		
シャンボール日本橋	1～5F	中央区 日本橋 蛸殻町 2-5-8	共同住宅 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.83	C _{TU} ・S _D	0.39	Ⅱ		
	6～11F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.83	C _{TU} ・S _D	0.50	Ⅱ		
ヤマキビル	1F	中央区 日本橋 箱崎町 25-7	事務所 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.93	C _{TU} ・S _D	0.36	Ⅲ		
	2～9F			(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I _s	0.25	q	1.00	Ⅰ		
ニューシティハイツ日本橋		中央区 日本橋 箱崎町 27-5	店舗 事務所 共同住宅	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.13	C _{TU} ・S _D	0.54	Ⅲ		

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
奥村本社ビル		中央区 日本橋 箱崎町 27-8	事務所 自動車車庫	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.65	C _{TU} ・S _D	0.30	Ⅱ		
ヴェラハイツ日本橋箱崎		中央区 日本橋 箱崎町 27-9	事務所 倉庫 共同住宅	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.52	C _{TU} ・S _D	0.25	Ⅱ		
日本橋箱崎ハイツ		中央区 日本橋 箱崎町 28-1	事務所 共同住宅 工場	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.90	C _{TU} ・S _D	0.43	Ⅱ		
A.i. Nihombashi EAST		中央区 日本橋 箱崎町 30-1	事務所 自動車車庫	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.61	C _T ・S _D	0.28	Ⅲ		
秀和日本橋箱崎レジデンス	東棟 1～5F	中央区 日本橋 箱崎町 32-3	共同住宅	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.39	C _{TU} ・S _D	0.19	Ⅰ		
	東棟 6～11F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.63	C _{TU} ・S _D	0.39	Ⅱ		
	西棟 1～6F			(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.68	C _{TU} ・S _D	0.32	Ⅱ		
	西棟 7～11F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.65	C _{TU} ・S _D	0.39	Ⅱ		
中庄ビル	1～6F	中央区 日本橋 馬喰町 1-5-4	事務所 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.06	C _{TU} ・S _D	0.33	Ⅲ		
	7～9F			(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.21	C _{TU} ・S _D	0.42	Ⅲ		
ツカスキエア馬喰町Ⅱ		中央区 日本橋 馬喰町 1-5-6	事務所 店舗 住宅 倉庫	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.50	C _{TU} ・S _D	0.25	Ⅱ		
ツカスキエア馬喰町Ⅲ		中央区 日本橋 馬喰町 1-5-8	店舗	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.25	C _{TU} ・S _D	0.16	Ⅰ		

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
馬喰町ビル	1～8F	中央区 日本橋 馬喰町 1-5-8	事務所 店舗	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.09	q	0.37	Ⅰ			
	9F			(4-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	I _s /I _{so}	1.22			Ⅲ			
	換気塔			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.53	C _{TU} ・S _D	0.35	Ⅱ			
イーダ株式会社 本社ビル		中央区 日本橋 馬喰町 1-6-4	店舗 事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	1.00	C _{TU} ・S _D	0.60	Ⅲ			
リブラ馬喰町Ⅵ		中央区 日本橋 馬喰町 1-6-7	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	1.06	C _{TU} ・S _D	0.30	Ⅲ			
坂善馬喰町店ビル		中央区 日本橋 馬喰町 1-6-10	店舗 事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	1.03	C _{TU} ・S _D	0.50	Ⅲ			
ニッポーパック(株)本社ビル		中央区 日本橋 馬喰町 1-7-19	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.76	C _{TU} ・S _D	0.43	Ⅱ			
馬喰町Gate4ビル	1～3F	中央区 日本橋 馬喰町 1-10-12	簡易宿所 事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	1.01	C _{TU} ・S _D	0.48	Ⅲ			耐震改修 2013年9月完了
	4～7F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	1.11	C _{TU} ・S _D	0.68	Ⅲ			
長島ビル		中央区 日本橋 馬喰町 1-11-3	店舗 事務所 住宅	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.31	q	1.26	Ⅱ			
第22イチオクビル (GIRL'S MARKET)		中央区 日本橋 馬喰町 1-11-6	店舗	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.45	C _{TU} ・S _D	0.27	Ⅰ			

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
早川ビル		中央区 日本橋 馬喰町 1-12-4	店舗 事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	I _s	0.81	q	3.23	Ⅲ			
三上ビル		中央区 日本橋 馬喰町 1-12-6	店舗 事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.53	C _{TU} ・S _D	0.32	Ⅱ	除却	2022年4月から 2022年6月まで	
イーグルビル	1～4F	中央区 日本橋 馬喰町 1-13-9	店舗 事務所 住宅	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	1.25	C _{TU} ・S _D	0.75	Ⅲ			
	5F			(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	I _s /I _{so}	1.30			Ⅲ			
板橋ビル		中央区 日本橋 馬喰町 1-13-10	事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.14	q	0.57	Ⅰ			
松下ビル		中央区 日本橋 馬喰町 1-13-10	店舗 事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.11	q	0.45	Ⅰ			
FMビル		中央区 日本橋 馬喰町 1-13-12	店舗 事務所	(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.29	q	1.17	Ⅰ			
クレインヒルビル	本館棟	中央区 日本橋 馬喰町 1-13-13	店舗	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	1.10	C _{TU} ・S _D	0.68	Ⅲ			耐震改修 2020年4月完了
	増築棟			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	1.26	C _{TU} ・S _D	0.77	Ⅲ			
井田ビル		中央区 日本橋 馬喰町 1-13-14	店舗	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.62	C _{TU} ・S _D	0.30	Ⅱ			
三井住友銀行浅草橋南ビル		中央区 日本橋 馬喰町 2-1-1	事務所	(2)	指針第1第二に定める建築物の耐震診断の方法	I _s	0.60	q	1.88	Ⅲ			

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
フクモト本社ビル		中央区 日本橋 馬喰町 2-1-4	店舗 事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.73	C _{TU} ・S _D	0.44	Ⅱ			
VIP東日本橋	1～6F	中央区 東日本橋 2-16-10	店舗 共同住宅	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	0.66	C _{TU} ・S _D	0.32	Ⅱ			
	7～11F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.80	C _{TU} ・S _D	0.49	Ⅱ			
神戸商事ビル	1～5F	中央区 東日本橋 2-24-10	事務所 住宅 倉庫	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.60	C _{TU} ・S _D	0.28	Ⅱ			
	塔屋1F			(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	I _s /I _{so}	1.05			Ⅲ			
ミツワ電機株式会社 旧館		中央区 東日本橋 2-26-3	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.48	C _{TU} ・S _D	0.26	Ⅰ			
ミツワ電機株式会社 本館		中央区 東日本橋 2-26-3	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	0.58	C _{TU} ・S _D	0.29	Ⅱ			
TEMSビル	1～9F	中央区 東日本橋 2-26-6	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I _s /I _{so}	1.00	C _T ・S _D	0.30	Ⅲ			
	10F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	1.51	C _{TU} ・S _D	0.92	Ⅲ			
ニュー浜町 ダイヤモンドマンション	1～4F	中央区 日本橋 浜町 2-24-8	共同住宅 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	0.54	C _{TU} ・S _D	0.31	Ⅱ			
	5～10F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.54	C _{TU} ・S _D	0.33	Ⅱ			

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
後藤ビル		中央区 日本橋 浜町 2-55-8	事務所 住宅	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.00	C _{TU} -S _D	0.61	Ⅲ			耐震改修 2015年9月完了
丸松陶器ビル		中央区 日本橋 浜町 3-17-2	事務所 倉庫	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	0.49	C _{TU} -S _D	0.30	Ⅰ			
ギンビス本社ビル		中央区 日本橋 浜町 3-23-3	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	Is/Iso	0.48	C _{TU} -S _D	0.15	Ⅰ			
浜町パークハイツ	1～5F	中央区 日本橋 浜町 3-23-8	事務所 共同住宅	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	Is/Iso	0.66	C _{TU} -S _D	0.32	Ⅱ			
	6～11F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	0.55	C _{TU} -S _D	0.34	Ⅱ			
ニューライフ日本橋		中央区 日本橋 中洲 3-4	共同住宅	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	Is/Iso	1.00	C _{TU} -S _D	0.48	Ⅲ			耐震改修 2023年3月完了
ニックハイム日本橋		中央区 日本橋 中洲 11-14	共同住宅 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	Is/Iso	1.00	C _{TU} -S _D	0.25	Ⅲ			耐震改修 2014年3月完了
八重洲KTビル		中央区 八重洲 1-1-8	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	Is/Iso	1.00	C _T -S _D	0.49	Ⅲ			耐震改修 2008年5月完了
黒江屋国分ビル		中央区 日本橋 1-2-6	事務所 銀行	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	Is/Iso	1.03	C _{TU} -S _D	0.52	Ⅲ			
ニホンバシビル		中央区 日本橋 1-2-8	事務所 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	Is/Iso	0.47	C _{TU} -S _D	0.24	Ⅰ			
東洋ビル		中央区 日本橋 1-2-10	事務所 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	Is/Iso	1.01	C _{TU} -S _D	0.48	Ⅲ			耐震改修 2020年10月完了
野村證券本社 旧館		中央区 日本橋 1-9-1	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	改修工事中					耐震改修	2020年11月から 2025年12月まで	
江戸橋ビル		中央区 日本橋 1-20-5	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	Is/Iso	1.03	C _T -S _D	0.53	Ⅲ			

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
新光ビルディング兜		中央区 日本橋 1-20-6	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.01	C _{TU-S_D}	0.47	Ⅲ		
兜町チサンビル		中央区 日本橋 1-20-7	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.59	C _{TU-S_D}	0.37	Ⅱ		
松井証券株式会社旧本社ビル		中央区 日本橋 1-20-7	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.64	C _{TU-S_D}	0.34	Ⅱ		
三木共栄ビル	X方向	中央区 日本橋 1-20-9	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.58	C _{TU-S_D}	0.35	Ⅱ		
	Y方向			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	2.41	C _{TU-S_D}	1.46	Ⅲ		
さくら江戸橋ビル		中央区 日本橋 1-21-2	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.00	C _{T-S_D}	0.49	Ⅲ		
中公ビル／千代田会館	1～6F	中央区 日本橋 1-21-4	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.65	C _{TU-S_D}	0.40	Ⅱ		
	7F			(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		I _s /I _{so}	0.20			—		
木村實業ビル		中央区 日本橋 1-21-5	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.92	C _{TU-S_D}	0.32	Ⅱ	除却	2024年4月から 2025年3月まで
日土地日本橋ビル		中央区 日本橋 2-3-6	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.03	C _{T-S_D}	0.28	Ⅲ		
ブリリアンビル		中央区 日本橋 2-16-3	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.00	C _{TU-S_D}	0.41	Ⅲ		耐震改修 2016年12月完了

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
18山京ビルディング／日本橋中央ビル		中央区 日本橋 2-16-3	店舗 事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.42	C _{TU} ・S _D	0.27	Ⅰ			
日本橋二丁目ビル (RMGビル)	1～3F	中央区 日本橋 2-16-5	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	1.05	C _{TU} ・S _D	0.36	Ⅲ			
	4～6F			(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	1.04	C _{TU} ・S _D	0.52	Ⅲ			
	7～9F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	1.10	C _{TU} ・S _D	0.36	Ⅲ			
アスカビル	1～6F	中央区 日本橋 2-16-7	店舗 事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.46	C _{TU} ・S _D	0.31	Ⅰ			
	7F (RC造部分)			(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	I _s /I _{so}	0.86			—			
	7F (S造部分)			(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I _s	0.04	q	0.16	Ⅰ			
東京鹿児島ビル		中央区 日本橋 3-15-2	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	I _s /I _{so}	1.00	C _T ・S _D	0.30	Ⅲ			
峰岸商店ビル		中央区 日本橋 3-15-3	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.80	C _{TU} ・S _D	0.48	Ⅱ			
日本橋日米ビル		中央区 日本橋 3-15-4	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I _s /I _{so}	1.03	C _T ・S _D	0.51	Ⅲ			耐震改修 2011年12月完了
松木ビル		中央区 日本橋 3-15-6	事務所 住宅	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.28	C _{TU} ・S _D	0.18	Ⅰ			
アミノ酸会館ビル		中央区 日本橋 3-15-8	事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	1.01	C _{TU} ・S _D	0.44	Ⅲ			耐震改修 2014年2月完了

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
千代田ビル		中央区 日本橋 茅場町 1-3-7	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.11	C _T -S _D	0.27	Ⅲ		
フジビル16		中央区 日本橋 茅場町 1-11-2	店舗 事務所	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.70	C _{TU} -S _D	0.33	Ⅱ		
紅萌ビル	1F	中央区 日本橋 茅場町 1-11-8	事務所 店舗	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	0.51	C _{TU} -S _D	0.31	Ⅱ		
	2～8F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	0.35	C _{TU} -S _D	0.26	Ⅰ		
日本橋茅場町阪神ビル	1～5F	中央区 日本橋 茅場町 1-13-21	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.05	C _T -S _D	0.56	Ⅲ		
	6～10F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.05	C _{TU} -S _D	0.65	Ⅲ		
伊藤機電ビル		中央区 日本橋 茅場町 2-7-5	事務所	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.35	C _T -S _D	0.94	Ⅲ		
丸高クラスタービル	1～5F	中央区 日本橋 茅場町 2-13-5	ホテル	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I _s /I _{so}	1.02	C _T -S _D	0.36	Ⅲ		
	6～9F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.11	C _{TU} -S _D	0.66	Ⅲ		
兜町平和ビル		中央区 日本橋 兜町 3-3	事務所	(5-4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I _s /I _{so}	1.03			Ⅲ		
兜町第5平和ビル		中央区 日本橋 兜町 3-5	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I _s /I _{so}	1.01	C _{TU} -S _D	0.51	Ⅲ		耐震改修 2018年6月完了
ブルドックスソース本社ビル		中央区 日本橋 兜町 11-5	事務所	(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)		I _s /I _{so}	1.03	C _T -S _D	0.42	Ⅲ		

建築物の名称(※1)		建築物の位置(※2)	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(※3、※4)				安全性の評価(※4、※5) (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定(※6)		備考(※7)
											内容	実施時期	
ビーエム兜町ビル		中央区 日本橋 兜町 11-7	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.46	C _{TU} ・S _D	0.29	Ⅰ			
ニッシンビル	1～2F	中央区 日本橋 兜町 11-11	店舗 事務所 住宅	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	0.62	C _{TU} ・S _D	0.26	Ⅱ			
	3～6F			(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I _s /I _{so}	0.66	C _{TU} ・S _D	0.40	Ⅱ			
たちばなやビル	1～9F	中央区 日本橋 兜町 11-13	店舗 事務所 住宅	(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I _s /I _{so}	0.40	C _{TU} ・S _D	0.20	Ⅰ			
	塔屋1F (10F)			(4-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	I _s /I _{so}	1.15			Ⅲ			

※1 建築物の名称の「－」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地-又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、R_t、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成31年1月1日国住指第3209別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。